

(FC19) 地盤工学委員会規則

昭和51年9月	制 定
平成5年6月18日	一部改正
平成9年5月21日	〃
平成10年5月19日	〃
平成18年3月31日	改 正
平成18年5月9日	一部改正
平成23年11月18日	〃

(目的)

第1条 地盤工学委員会（以下「委員会」という）は、他の関連委員会と連携を保ちつつ、地盤工学に関する調査研究を行うとともに、国内外の関連機関との研究連絡を行い、当該学術分野の将来にわたる発展に寄与することを目的とする。

(活動)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するために、地盤工学に関係する次の事業を行う。

- (1) 前条の目的にふさわしい調査・研究を行うための小委員会の設置
- (2) 国内外への情報の発信、関係学協会・機関との連絡調整
- (3) 学会行事に対する企画、協力
- (4) その他 前条の目的を達成するために必要な事業

(構成)

第3条 委員会の構成は次のとおりとする。

(1) 組織構成

- 1) 委員会の組織構成と序列は、次のとおりとする。

委員会 — 幹事会 — 研究小委員会

ただし、必要に応じて、研究小委員会の下に部会・ワーキンググループをおくことができる。

- 2) 研究小委員会の設置にあたっては、調査研究担当理事の承認を得ることとする。研究小委員会の設置期間は、原則として3年間とする。

(2) 構成員

- 1) 委員会の構成員は、委員長、副委員長、研究小委員会委員長（小委員長）、委員、幹事長、幹事とし、その職務は次のとおりとする。

- ・委員長：委員会を代表し、委員会事業を統括する。
- ・副委員長：委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代行する。
- ・研究小委員会委員長（小委員長）：研究小委員会を代表する。
- ・委員：委員会事業を遂行する。
- ・幹事長：委員長を補佐し、委員会事業を処理する。
- ・幹事：幹事長を補佐し、委員会事業を処理する。

- 2) 幹事会の構成員は、委員長、副委員長、研究小委員会委員長（小委員長）、幹事長、幹事とする。

- 3) 研究小委員会等の構成員は、小委員長、小委員会委員とする。必要に応じ、小委員会副委員長、小委員会幹事長、小委員会幹事を置くことができる。その職務は上記の委員会における職務を小委員会等における職務に読み替えることとする。

- 4) 委員会等の構成員の人数は、次のとおりとする。
- ・委員会 : 学、官、民の 30 名程度の委員で構成する (委員長・副委員長含む)。
 - ・幹事会 : 15 名程度で構成する (幹事長含む)。
 - ・研究小委員会 : 1 小委員会あたり 30 名程度で構成する (小委員長等含む)。ただし、必要に応じて増員することを妨げない。

(委員長・委員等の選出方法と任期)

第 4 条 委員長・委員等の選出方法と任期は次のとおりとする。

(1) 委員長

- 1) 委員長の選出は、任期満了の最終委員会で委員の互選により候補者を選出し、理事会の承認を得て会長が委嘱する。なお、委員長の交代時期は 6 月を基準とする。
- 2) 委員長の任期は、1 期 2 ヶ年とし、再任は妨げないが再任は 1 期とする。

(2) 委員等 (副委員長、委員、幹事長、小委員長、幹事等)

- 1) 委員等の選出は、委員長の推薦として会長が委嘱する。
- 2) 委員長は、関連学協会および地域・職域を考慮して委員を推薦し、委員会に諮ることとする。委員は、関連学協会として地盤工学会総務部担当理事、地域として土木学会各地方支部、職域として教育研究機関、官公庁、公共的機関、公共的施設の管理者、電気・ガス・輸送・通信その他の公益的事業を営む法人、建設業、建設コンサルタント業、建設材料製造業から選出することを原則とする。
- 3) 委員等の任期は、1 期 2 ヶ年とする。再任を妨げないが、最大 2 期までとする。
- 4) 委員等のうち、委員および幹事については、每期改選することとする。ただし、1 年ごとに半数交代を原則とする。

(3) 研究小委員会委員等

- 1) 研究小委員会委員等の選出は、小委員長の推薦として委員会にはかり会長が委嘱する。このとき、公募を行うこともある。

(運営)

第 5 条 委員会の運営は次のとおりとする。

(1) 事業計画および予算計画等

委員会の「年度事業計画および予算計画」は、調査研究部門担当理事を経て会長に提出する。

(2) 事業報告

- 1) 委員会の「年度事業報告」は、調査研究部門担当理事を経て会長に提出する。
- 2) 毎年度の事業成果もしくは中間成果を理事会に報告するとともに、学会誌・土木学会ホームページ等を通じて会員等に公表する。

(3) 会議等の開催

- 1) 委員会は委員長が招集して開催する。
- 2) 委員長は、必要に応じて文書をもって委員の意見を徴し、委員会の開催に代えることが出来る。
- 3) 幹事会は委員長が招集して開催する。
- 4) 研究小委員会は小委員長が招集して開催する。

(事務局)

第 6 条 委員会の担当事務局は、研究事業課とする。

(規則の変更)

第 7 条 この規則の変更は、理事会において行う。

附則 この内規に定めない事項で重要な案件が生じた場合は、委員会がまとめた方針を調査研究部門担当理事に諮って実施する。

附則 この内規は、昭和 51 年 9 月から施行する。

附則 この変更内規は、平成 5 年 6 月 18 日から施行する。

附則 この変更内規は、平成 9 年 5 月 21 日から施行する。

附則 この変更内規は、平成 10 年 5 月 19 日から施行する。

附則 この変更内規は、平成 18 年 3 月 31 日から施行する。

附則 (平成 18 年 5 月 9 日 理事会議決) この内規は、平成 18 年 5 月 9 日から施行する。

附則 (平成 23 年 11 月 18 日 理事会議決) 内規から規則に変更し、平成 23 年 11 月 18 日から施行する。